

第一回総選挙の研究

― 兵庫県第七区西田原村騒動を中心に ―

藤井徳行 藤本百男

兵庫教育大学第2部(社会系教育講座)

はじめに

明治二十三年七月一日、第一回衆議院議員選挙が実施された。兵庫県の区は姫路市と神東郡、神西郡、飾東郡、飾西郡を選挙区とし、議員定数は一であった。

第七区に於ける選挙結果は、改進黨の内藤利八が一二六四票を獲得し、対立候補である自由派の馬場幸次郎を九五票の僅差で破り当選した。^①第七区を含めて兵庫県下の各選挙区では、国会議員の議席をめぐって自由、改進黨派が激しい競争を繰り広げた。その背景には、大同団結運動が高揚していった明治二十一年頃から二十二年にかけて、兵庫県下で大同改進黨派の軋轢が生じていたことがあげられる。もともと兵庫県では、県会をはじめ有力者の間では改進黨が強い勢力をもっていた。^②しかし、二十一年末に県会に大同派議員グループが生まれてから、県下各地で大同派の勢力が形成され、国会議員の候補者選出をめぐって改進黨との競争が激しくなっていた。この両派の攻防は、二十一年末から翌二十二年にかけて播磨の中心都市である姫路を舞台に展開

されたが、姫路市を含む第七区では両派の勢力争いが三年の総選挙が近づくにしたがい、しだいに激しさを増していった。とりわけ、板垣退助が愛国公党の趣意書を發表してからは、^③これを支持する姫路山陽義会と改進黨の間で演説会や談話会などが活発に展開され、互いの攻撃も激しくなっていた。本稿で取り上げる「西田原村騒動」は総選挙を一ヶ月後にした二十三年五月二十八日に発生したもので、神東郡田原村の内西田原村に於いて改進黨が開催した演説会での弁士の發言をめぐって約三千人もの村民が騒ぎ、改進黨有力者に暴行・脅迫などを加えた事件であった。その騒動の際、村民の先頭に立って改進黨を攻撃したのは、愛国公党派の姫路山陽義会員らであった。

第一回総選挙では県下各選挙区で自由改進黨派の攻防が見られるが、該騒動はそのなかで最も規模の大きいものであった。この騒動については、まとまった記録は見られず断片的な記事が概説書などに取りあげられている程度である。^④また、地元にも該騒動に関する記録は残っていない。

そこで、本稿では該騒動を報じた当時の地方新聞^⑤および地元市町史^⑥に掲載されている該騒動関連資料を参考にし、該騒動の顛末を

明らかにするとともに、騒動の背景にある姫路を舞台にした大同、改進黨の攻防の模様を山陽義会を中心に解明していく。そのことにより、該騒動の政治事件としての様相を明らかにすることができるものと考ええる。

一 事件の発端

西田原村騒動発生の発端は、明治二三年五月二十八日、神東郡田原村の西田原村黒住教会所で開催された改進黨の政談演説会に於いて、弁士、青田節が演説を妨害しようとした者に対して「油虫」なる発言を行ない、これを知った村民が騒ぎ出し、演説会終了後も弁士の宿所に押し寄せて、警官も出動する騒動に発展したものであった。

神戸又新日報はいちはやくこの騒動を報じた。又新（以下本文では神戸又新日報を又新と略す）は当日の模様を次のように記している。

一昨二十八日午后、神東郡田原村にて改進黨員が演説会を催せしが、弁士青田節氏が「租税十五円以下を納むる選挙権なきものは国家の油虫なり」と罵るや否村民は申合せし如く一度にドヤドヤ立ち去りしが、午后七時頃に至りて村民幾百名ともなく竹槍その他手ん手に獲物を携へて弁士の宿所なる榎屋に押寄せ、「青田を殺せ、青田を殺せ」と口々に呼はりたるその勢当り得べくもあらざるを以て或は雪隠に隠る、もあり壁を毀はして逃ぐるもあり。警察署よりは急報に接して二十名ばかりの巡査が出張したれども容易に鎮まるべうもなく、遂に弁士某々を引き出し思ひの俣に乱撃して立ち去りし

当日の政談演説会は、県会議員牛尾彦十郎が会主となり、清瀬圭三ら数名の周旋により開催されたものであった。弁士には、小川安積、佐野春五、岡本松太郎、名倉次、青田節など改進黨の県議員らが立った。演説会場となった西田原村黒住教会所には約百五、六十名の聴衆が入り、さらに場外には二、三百名の群衆が集まっていた。

騒動の発端となったのは又新の報じたように、午後四時頃になって青田節が演説の中で「油虫」発言をしたことであった。又新はこの青田の発言を「租税十五円以下を納むる選挙権なきものは国家の油虫なり」と報じているが、後日の裁判では「演説を妨害する者は大根に於ける油虫の如し云々」となっており、演説を妨害しようとする場外の喧噪に対して行なわれたものであるとしている。この発言に対して人物は特定されていないが、聴衆に向かって「青田は我々を油虫なり又は蛆虫と謂ひたるぞ」と大声で叫び回り、演説場内へ砂礫を投込んだ者があったとしている。いづれにしても、この青田節の「油虫」発言が該騒動の直接的引き金となっていることは間違いなく、後日青田節の父親青田幸七が神東西郡各村人民に宛てた證書には「直接国税十五円以上を納むる能はざる者は油虫又は蛆虫などと罵詈したるよしにて云々」とあり、これらから推測すれば、青田が演説を妨害しようとする場外の喧噪者に対してこのような意味の発言を浴びせたことは事実であったらうと思われる。そして、この青田発言をとらえて聴衆を煽動したものがあつたことがその後の騒動につながっていく。

二 騒動の推移

騒動が大きくなったのは演説会終了後の夜になってからであった。いったん演説会場を立ち去った村民は午後七時頃になって、竹槍など

の武器をもって弁士の宿所である柵屋に押し寄せた。又新^⑩によれば、これに先立って、演説会が、終了して柵屋に引上げる途中の弁士一行を村民が襲っている。村民は一行に向って砂礫を投げつけ、あるいは青田の乗っている人力車を転覆させようとしたが、一行は巡査の保護によって辛うじて難を逃れて柵屋にたどりついた。

これ以後の騒動の顛末を該騒動の裁判言渡書^⑪によって再現すると次のようになる。

午後六時頃柵屋に引き上げた一行が飲食入浴などをして休息をとっているところへ、群衆が押し寄せ「青田を出せ、青田を打ち殺せ」と罵った。この時、畑若次郎は群衆の先頭に立って青田に面会を求めたが、青田は居ないと断られ、さらに駆けつけた警察官に退去を諭されて、畑も群衆に向ってこの場は退去するように諭し、いったん畑および群衆はその場を退去した。

しかし、午後七時頃になって姫路から山陽義会員七、八名が西田原村に駆けつけると、群衆は再び柵屋前に充満した。浦上格をはじめとする山陽義会員らは群衆の先頭に立ち「青田は居るか、小川は居るか」と叫びながら柵屋に侵入した。その勢いに驚いた柵屋主人松岡友吉は隣家に隠れた。浦上は仕込杖を持って牛尾らがいた部屋に侵入して、小川に談判をしようとしたが佐野春五に迷惑と言われて隣室で談判をはじめた。畑ら山陽義会員は浦上の傍らで刀を抜いたり、火鉢を投げつけたりして暴行をはたらいた。この際青田、名倉、岡本ら弁士の一部はその場を脱出したが、牛尾、佐野、小川らはその場に残った。小川はこのようななかでは到底談判が出来ないとして元の部屋に戻ろうとした。ここで、折から出張中の警察官の説諭によって、浦上らはその場を引きあげた。

その後浦上らは柵屋近くや黒住教会所の前で酒の四斗樽を開けて群衆に振る舞った。その際、「今日の青田の演説に不満のある者あらば、我輩之を引受けん」と言い、酒を飲んで退散するよう促した。しかし、群衆の数はふくれあがり六、七百にもなっていた。群衆の氣勢は再びあがり、「牛尾を殺せ、青田を出せ」と騒いで柵屋に向って瓦石などを投げこんだ。ここに至って柵屋に残っていた佐野、小川らも脱出し、牛尾一人が柵屋の縁の下に身を隠して残っていた。

午後九時頃になって浦上らは再度柵屋に侵入した。そして隠れていた牛尾を捜しだし、今回の騒動の責任を認め、政治党派との関係を断ち、県会議員を辞職する旨の謝罪状を書くように強要した。浦上らは抜刀し、仕込杖をもって拒否するならば打殺すなどと牛尾を脅迫したばかりか、群衆も「牛尾を殺せ」と叫ぶなど周囲は殺気に満ちた状況であった。このようななかで、牛尾は恐怖のため本意ならずも浦上らの脅迫に応じて二通の文書を作って浦上に渡した。うち一通は、「自今政治党派には一切関係せず且つ明日限り県会議員を辞任する」という内容の神東西郡人民宛てのもので、他の一通は「黒住教会所に開たる改進黨大演説会にて弁士演説中自由党主義者へ対し不敬の言葉を発したる」ことへの謝罪状であった。浦上はこの二通の文書を持って柵屋の前の群衆に向って朗読した。その後再び室内に戻って牛尾に対し、これらの文書は脅迫によって作ったものではなく、あくまで任意のものであるとの書面を書かせた。このあとも、会主として青田をこの場へ連れてくるまでは帰すことはできないと、翌朝まで柵屋に拘束した。

以上が判決文による騒動の推移である。

この日の騒動の様様については又新に、「西田原村騒動の統報」として詳しい報道がなされている。^⑫記事の内容は概ね判決文と同じで

あるが、桝屋客室の縁の下に隠れていた牛尾は類が佐野に及ぶことをおそれて自ら出てきて談判に当たったと又新は伝えているが、判決文では縁の下に隠れていた牛尾を捜しあて、頭髮を掴んで引上げ、足を捉らえて室内に引き倒したとなつてゐる。すなわち又新では、殺気は周囲に満ちたものの警官の保護が行き届いたことと牛尾が誓書を書いたために「殴打創傷等の事なかりしなり」としているが、判決では引出された時に背中⁽¹³⁾に刀による微傷を負つたこととあることや乱暴があつたことが明かにされている。

また、又新には牛尾が山陽義会の浦上らに脅迫されて書いた文書および青田節の父親の青田幸七が神東西各村有志諸君代姫路山陽義会宛てた文書が掲載されている。⁽¹⁴⁾ 文書は次の通りである。

謝罪状

明治二十三年五月二十八日神東郡田原村黒住教会所に於て開會したる改進黨政談演説会の際弁士の言語貴党に対し不敬の段拙者が不取締より生じたる義に付特別の仁慈を以て御海恕被下度為謝罪差入候也

明治二十三年五月二十九日

右会員 牛尾彦十郎

山陽義会員御中

拙者義自今政治党派には関係不仕日県會議員辭職仕候也

牛尾彦十郎

神東西郡各村人民御中

一拙子節義去る五月二十八日神東郡田原村黒住教会所に於て開

會したる政談演説会に出席致し演説中直接国税十五円以上を納むる能はざる者は油虫又は蛆虫などと罵詈したるよしにて両郡各村諸君の嫉を招き一方ならず該村中を激昂せしめ候談何共相濟まざる義に御座候就ては諸君より拙子節に面会を求められ候得共同人義演説会場より何れにか遁逃仕り行方不明に付來る六月五日迄には取調屹度貴會へ出頭為致候間何卒其迄の間猶予被成下度為後日證差入候也

明治二十三年五月二十九日

青田幸七

神東西各村有志諸君代

姫路山陽義会御中

三 警察の対応

西田原村で起つた騒動に関して警察の対応はどうであつたか。又新の報ずるところによれば⁽¹⁵⁾、五月三十一日に宮内兵庫警察部長が直接現地に入り実地取調べを行なつてゐる。これは、騒動は改進黨の演説内容に不満をもつた多数の人民が騒ぎたて暴行をはたらいたといふものであつたが、その原因については他に原因があつたなどの説も流れており、警察としても嚴重な姿勢で取調べに臨み、暴行はもちろん教唆についても相當の処分をもつてあたらうとする現われであるといふ。又新によれば⁽¹⁶⁾、五月二十九日に七名、六月一日に九名、さらに同月三日に四名の合計二〇名が拘引され、うち一六名が未決監に送られている。

事件発生から約一週間経つた六月五日付の又新は、該騒動に関する警察の動向について報じてゐる。又新通信員は宮内警察部長に面会を求

めたが得られず、野添姫路警察署長に面会して得られた感触をもとに「何分警察の秘密は漏洩すべくもあらざるを以て事の警察に係るもの、如きは多く推想に止り」と前置きしながら、姫路警察署は本件を刑法第三章第一節に掲げる凶徒嘯集の罪に当る事件と見ているものと報じている。姫路警察署が該騒動を凶徒嘯集事件とみなしているということは、「凶徒多衆を嘯聚して暴動を謀り官吏の説諭を受くると雖も仍ほ解散せざる者首魁及び教唆者」(刑法第一三六条)がいたとの見方をとっていることを示すものである。すなわち該騒動は山陽義会員が教唆し実行したものであるとの見方をとっているというものである。警察は山陽義会については、社会主義を拡充するものと見ている。その理由は、「山陽義会員が演説会を開きなどしたる場所にては村民俄かに権利を主張し政治に一変更を来すものの如きことを言ひ出し租税を納めざる等の形迹あるがため」であるという。また、山陽義会客員の浦上格が五月二八日、神戸新聞発行人である大野惣吉を殴打した事件については、それは「附けたりにて実是他に容易ならざる大罪を犯さんとするの企てありしもの」と見ていると推測している。さらに警察は該騒動が山陽義会の謀略によるものと見ているが、その黒幕は馬場幸次郎⁵⁶であるとの見当をつけ、馬場を二度にわたって召喚し厳しい尋問を行なったと報じている。しかし、馬場についてはその疑いを否定する答弁をし帰宅したとも記している。いずれにせよ、姫路警察署は、該騒動は姫路山陽義会が計画的に改進黨演説会を妨害し、人民を教唆煽動して実行したものであるとの見方をしていることを又新は報じた。

ただし、又新はこのような警察の見方に対して、そのような謀略説を打ち消す別の見方も示した。まず、浦上らによる大野殴打事件は、浦上の私怨によるもので他に原因はないという私怨説である。さらに

西田原村騒動の原因は、牛尾、三木、正木等地主が小作米を高くしたために小作人の生活は困難となり、その怨みが高まっていたところへ山陽義会員が牛尾等に談判を始めたため、一挙に怨みを晴らそうとしたためであるとする説である。三木はこれが原因か、小作米を高くしたことを取り消したとも記している。

又新は該騒動についての警察の見方およびその他の風説を示したあと、公判開廷の日が決まっていないことに触れ、姫路近辺の噂と前置したうえで、警察関係筋の改進黨寄りの態度を指弾する向きを紹介している。該騒動の公判が開廷されたのはいつかは不明であるが、少なくとも第一回衆議院議員選挙の実施を十日前にした六月二〇日あたりにはまだ開廷されておらず、同日付の又新は選挙後の開廷となるかも知れないとの予測を掲げている。

四 山陽義会の解散

西田原村騒動を山陽義会員の教唆、実行によるものとする警察筋の見方については既に見たとおりであるが、これを裏付けるかのように、山陽義会の解散を兵庫県知事が命じたことが六月一〇日付の又新に報じられている。林董兵庫県知事の達しは次のとおりである。

別第三百八十一号

山陽義会

其会ハ治安ニ妨害アリト認め集会条例第十八条ニ依リ其結社ヲ禁止スル旨内務大臣ヨリ達シタルニ付此旨相達ス

明治二十三年六月六日

兵庫県知事 林 董

山陽義会は内務大臣の命により林知事より解散を命じられ、同日解散した。

そもそも山陽義会とはいかなる団体なのか。同会の成立から解散に至るまでの経緯をみていくことにする。

又新によれば、山陽義会が世間に知られるようになった契機は、明治二二年四月に実施された姫路市会議員選挙に於いて、元姫路青年会の大同派が排撃党を助けて維持派と競争し、大勝利をおさめたことであつたようである。この姫路青年会は「氣風を改良し智識を交換すること」を目的として明治二二年九月に設立され、その会員には県會議員、町村會議員、学者、書生、職工等さまざまの肩書を持つ人々が加入し、賛成人には資産家、名望家、学者等が名を連ねていた。同青年会は特定の政治的立場をもっていなかったと思われるが、砂川雄峻、橋本龍二など改進黨に属する有力者が賛成人に名を連ねていた。¹⁸その姫路青年会員中の大同主義者がのちに山陽義会を名乗って活動を始めたものと思われる。

明治二二年後半から翌二二年にかけて、姫路では大同団結派と改進黨が激しい攻防を展開していった。まず、二一年秋には播陽政治倶楽部が設立され、主に改進黨の有力者が加盟して、播磨地方に於ける政治運動の中心たらしめようとした。彼らは同倶楽部を拠点にして、同年創刊された姫路新報¹⁹の機関紙化や姫路青年会を改進黨の勢力下に置こうと画策した。この動きに対して、大同派は姫路新報社の株券購入をめぐって改進黨とはげしい競争を繰りひろげ、さらに二二年一月には播磨倶楽部を設立した。同倶楽部は表面上は社交倶楽部として設立されたが、大同派の有力者が多く加盟していることから、大同派の政治倶楽部と目された。姫路新報社の株券購入をめぐっては結局、大同派の勝利に終わったが、改進黨は二二年一月二九日には姫路坂元町

の萬松座で演説会を開催し、鹿島秀麿や前川楨造は大同団結を厳しく攻撃する演説を行なっている。大同派も翌三〇日に同所で演説会を開催しているが、この演説会を発起したのが姫路青年会員有志でのちの山陽義会員の神戸松之輔、内海静太郎、妻有巳之助らであった。演説会では善積順蔵や栗原亮一が大同団結の必要性を説き、大盛況であつたという。このちも両派は勢力拡大に向けて姫路市および周辺部に於いて攻防を続けている。

同年六月一六日、兵庫県大同派は姫路に於いて兵庫県同志会を設立し県下各地の大同派を糾合した。この発会式に先立つ同月一日に姫路で大同派の政談演説会が開催されているが、会主はのちの山陽義会員、松本源蔵であった。一方改進黨もその前日に姫路野里で演説会を開催し、同派の橋本龍二や青田節が演壇に立った。又新²⁰の伝えるところによれば、会主の青田節が市議會議員候補者について維持党を支持し、排撃党を攻撃したために、排撃党の青年から逆に攻撃を受けて演壇を下りたとある。さらに、松本源蔵らは同月二七日には、大同派の大井憲太郎ら一行を招いて政談演説会および懇親会を開催している。このように、姫路を舞台とした大同、改進黨の攻防のなかで姫路青年会内部に於いても両派の軋轢が生じ、大同主義をとる松本源蔵、神戸松之輔、妻有巳之助らが活発に運動を展開していたものと思われる。²¹

又新²²によればその後は、姫路青年会が瓦解し、元姫路青年会の大同派は播磨倶楽部に身を置き、さらに条約改正問題が起ると、山陽大同義会と名乗って運動を始めたところとある。同年一月には姫路で政談演説会および有志懇談会を開催している。まず、一〇日の姫路萬松座の演説会では、村上定、横田虎彦らに先立って山陽大同義会の妻有巳之助が演壇に立っている。翌一日には播磨町で演説会を開催し、神

戸松之輔が弁士に加わった。さらに一二日には、再び姫路萬松座で演説会を開催し、その後同市井上樓に於いて、姫路同志会員、飾東郡同志会員、山陽大同義会の有志者の主催で懇親会が開かれた。この際、尽力のあった者として馬場幸次郎、妻有巳之助、神戸松之輔をはじめ、浦上格、松本源蔵、山崎悦次郎などの名が挙がっている。浦上は西田原村騒動の中心人物の一人である。この一月の政談演説会および懇親会を開催した際、山陽義会員が殴打、脅迫などの乱暴をはたらいたとも又新は報じている。

同年二月一日、神戸市諏訪山で兵庫県同志会秋季総会が開催された。この総会で、山陽大同義会は兵庫県同志会に加盟する団体の一つに挙げられている。また、同日行なわれた懇親会には、山陽大同義会から「盛会を祝す」なる電文が送られている。これらのことから、二年秋から末にかけて、元姫路青年会中の大同派は、山陽大同義会を名乗り、兵庫県大同派の一団体として姫路を中心に活発に活動していたことが明らかである。

翌二三年一月三日、板垣退助は「愛国公党趣意書」を発表した。この愛国公党に呼応すべく、同月一三日に姫路で板垣を迎えての播州自由主義者による「兵庫県同志大懇親会」が開催された。すでに大井憲太郎ら大同協和会系が自由党再興を決め、また、大同倶楽部は板垣の愛国公党に参加しない態度を決めていたなかで、土佐の板垣系その他は兵庫県自由派が板垣の愛国公党を支持する態度を決めていた。²³板垣がこの懇親会に出席するために姫路駅に到着した際、その出迎えの先頭にたち、休息所となった馬場幸次郎邸まで先導したのは山陽大同義会員であった。また、山陽大同義会は同日懇親会終了後に開かれた兵庫県同志会臨時総会において、神戸松之輔が愛国公党参加を表明し、山陽義会と改称して愛国公党拡充運動を展開していくことになる。こ

のことをうけて、同月一六日には、姫路市堅町にある山陽義会に於いて協議が行なわれ、兵庫県愛国倶楽部を樹立することが決められた。創立事務所は当分の間、姫路東二階町の姫路新報社内に置くこととし、創立委員の選挙の結果、馬場幸次郎、神戸松之輔、妻有巳之助、松本源蔵、山崎悦次郎の六名が選ばれた。

これ以降の山陽義会の動きは、総選挙を控え、改進黨と対立し激しい運動を展開していった。又新によれば、二月一日に政談演説会を開いた際には、元姫路新報の編集人某を殴打する事件を起こし、この時には警察に名簿を届け出るように達せられている。また、同月一日、松力亭の宴席に於て、馬場幸次郎を衆議院議員候補者として運動を始めることを議決し運動を始めているが、対立する改進黨に反対して破壊的な手段をもって運動している。さらに三月九日には、国分寺で開催された改進黨員の懇親会に刀を抜いて解散に迫込み、同月二五日の増井山での改進黨員の談話会を破壊するなど、日に日にその運動は激烈となっていた。

山陽義会員は姫路を中心としその周辺部で活発に演説会などを行なっているが、『播磨乃友』²⁴によれば、「姫路市に於ける愛国公党中の青年諸氏が設立せる山陽義会はなかなか勢力あり」との評判が記されている。また、神戸松之輔、山崎悦次郎らは三月二三日、神東郡御立村で開催された談話会に出席し、自由派について演説している。さらに、同月二六日、二七日には飾東郡白国村、深志野村で政談演説会を開催している。この政談演説会の前日二五日には同じ白国村の念仏堂で改進黨の演説会が開催されたが、山陽義会有志が妨害し混乱させている。演説会では、松本源蔵、神戸松之輔、妻有巳之助、内海静太郎、片岡三千次らが演説した。四月には一日に姫路養気座で同じく政談演説会を開き、神戸松之輔、内海静太郎、佐野精一らが演説した。五月には

加西郡に於ける自由派の運動にも参画している。又新⁸によれば、山陽義会の神戸松之輔、牛島閔、佐野精一らが自由主義、愛国公党、選挙などについて演説を行なったことが報じられている。

以上見てきたように、山陽義会は元姫路青年会中の大同派の有志が中心となって設立され、大同改進黨の対立のなかで活発に活動し、二三年には板垣の愛国公党派として姫路を中心に激しく改進黨と対立抗争していた。又新は今回の西田原村騒動は、こうした山陽義会と改進黨との対立抗争の延長戦上に起るべくして起ったものであるとの見解を示している。

解散後の山陽義会員の動向は、又新⁸によれば兵庫県愛国倶楽部を旧山陽義会内に置いて何等かの運動を行なっていくものとの推測がなされている。その後、六月一六、七日頃に愛国義会と改称することを警察に願ひ出ているが、警察ではこれを却下したもようである。又新⁸は、旧山陽義会内部に却下の理由を質そうとする向きもあるが、西田原村騒動の件で収監されたり、他の理由で姫路に残っているのは僅か三名程度であって、事実上停止状態にあるため、このまま泣寝入りとなるだろうとしている。

五 事件の真相

西田原村騒動の顛末はこれまで見てきたとおりであるが、まとめてみると、つぎのようである。

まず、この騒動の直接の発端は、改進黨の政談演説会に於ける弁士青田節の演説内容に村民が憤慨したことであった。これに山陽義会員が会主牛尾彦十郎らに談判をしかけ、村民の先頭に立って乱暴をはたらいたために騒動に発展したのであった。騒動は結局牛尾らが謝罪状

を書いて収めたが、警察は山陽義会員らを騒動を教唆、実行したものとみなして拘引し、山陽義会は解散を命じられたというものであった。この騒動は、改進黨弁士の人民軽視発言から突発的に発生したのか、あるいは山陽義会員の謀略によって起ったものか、あるいは地主と村民の間の小作料の値上げをめぐる問題であったのか、いずれにせよ第一回総選挙を約一ヶ月余りのちに控え、自由改進黨の対立が激しくなっていた時期に起った大規模な騒動の真相を該事件の裁判の判決をもとに明らかにしていきたい。

まず、騒動当日の山陽義会員浦上らの行動を追ってみる。

西田原村騒動の起った明治三二年五月二八日午後一時三〇分頃、山陽義会の浦上格、木内英雄の二人は、飾西郡才村で開かれる談話会に向うべく姫路西二階町の山陽義会を出たところ、ちょうど大野惣吉が人力車で通り掛かるのを見かけた。大野は神戸新聞発行人で、当日は西田原村の政談演説会に向う途中であった。浦上は改進黨系である神戸新聞の記事に対して日頃から反発を持っていたが、主義に関することとは少々許容できても雑報欄に私事に関する無実の記事を書かれたことについて憤慨し、談判を考えている矢先のことであった。浦上は好機とばかりに大野を呼び止めようとしたが、人力車はそのまま走り去ろうとしたのでこれを追い、引きとめて大野の頭部を殴った。また、木内、奥平も大野を罵りながら人力車から引き落として殴るなどの暴行を加えた。さらに西川、佐野、松本の三人も加わり大野に暴行を加えた。大野は人家に逃げ込み、さらに二階から屋根づたいにその場を逃れた。

結局、山陽義会員六人が大野惣吉に暴行を加えた。神戸新聞発行人大野惣吉は当日播陽倶楽部から西田原村の演説会に向うところであった。判決では偶然大野を見かけた浦上らが暴行を加えたとなっている

が、日頃から対立する改進黨の大野が西田原村の演説会に向うところを偶然を装いながら計画的に襲ったとも考えられなくはない。もしそうだとするならば、西田原村騒動も突発的に起ったものではなく、山陽義会員による計画的な演説会の妨害もしくは改進黨に打撃を与えようとの企てであったと考えられる。事実、山陽義会員はそれまでも改進黨の演説会を度々妨害している。なかには抜刀している例や代理人を装い委任状をもって演説会場に入り込んで妨害するなどの計画性もみせていることもあることから十分考えられることである。

判決によれば、大野を襲撃後、浦上、木内は飾西郡才村の談話会に出かけているが、西田原村の自由主義者からの改進黨演説会妨害および黨員への談判要請を受けて、姫路に引き返しその後西田原村に向っている。また、同じく山陽義会に居て西田原村よりの求めを受けた西川は姫路を發ち、途中神東郡砥堀村の談話会に出席していた山陽義会の佐野、阿部、奥平らと合流し西田原村に向った。さらに神東郡豊富村で浦上らと合流している。これより先、西田原村では演説会終了後の改進黨員らの休息所榭屋では山陽義会の畑若次郎が先頭に立って、青田節に面会を求めていたが果せず姫路に引き返す途中であった。西田原村の手前で畑は浦上らと出会い、再び西田原村に引き返している。以上の経緯によれば、浦上ら山陽義会員は西田原村の自由主義者の要請を受けて同村に赴いたことになっている。浦上らが西田原村の榭屋前に着いたのは午後七時頃であった。しかし、それ以前に畑は御立村から西田原村に来ており、榭屋前に押し寄せた群衆の先頭に立って青田節に面会を求めている。しかも警察の退去の説諭があった際には群衆に向って一時退去するように諭すなど現場の指揮をとっている。また、さらにそれ以前に、人物は特定されていないものの演説の際、場外いた群衆は演説の妨害をはかって喧噪しており、例の青田の「油虫」

発言には「大声にて青田は我々を油虫なり又は蛆虫なりと謂ひたるぞ」と叫びまわって砂礫を投げ込んでいる。この人物は自由万歳と書いた紙幟を押し立てて群衆を連れて県道の方に赴き、ここで畑と合流して皆で自由万歳と称したとある。さらに時間を遡ってみると、演説が行なわれている時点で、場外には二、三百人の群衆が集まっており、その多くは演説の妨害をしようとして騒ぎ立てていたという。これは言わば妨害であり、弁士に不測の発言を引出すための挑発行為であったとも考えられる。これにまんまと乗って「演説の妨害者は大根に於ける油虫云々」発言を青田がしてしまったというべきではないか。この発言をとらえて群衆に向って叫びまわった「喧噪者」は自由万歳と書いた紙幟を押し立てて群衆を動かしていることから、少なくとも自由主義者であり、また山陽義会員が来ることを知っていた人物というべきではないだろうか。該騒動を詳しく報じた神戸新聞の六月一日付によれば、午後二時に演説会が始まろうとする時、「神西郡中に於て目下愛国公党の隊長とも云うべき或る一人が其の同類凡そ百人斗りを引率し来り」演説を妨害したことが報じられている。この人物が所謂「喧噪者」と同一人物であると見られることから、改進黨の演説会に対して、当初から愛国公党派による妨害もしくは改進黨員に対する談判をなして改進黨に打撃を与えようとの企てが関係者の間である程度なされていたと考えられる。

また、榭屋に侵入した浦上らが談判の目的としたのは青田節と小川事磯部安積であった。小川に対して浦上らは「前日溝口村にて演説中我板垣伯を失敗伯なり又は国賊なりと我党を誹謗せしは何故ぞ」と詰問していることから、浦上らの目的が単に妨害要請を受けて来たというものではなく、前日の改進黨の演説会²⁹での自由派攻撃に対する反撃であって計画性をもったものであったと考えられる。

浦上ら山陽義会員は巧みに多数の群衆を操り、改進黨を攻撃している。たえず群衆の先頭に立って改進黨員を追い詰め、群衆を煽動し、改進黨への不満を引受けるという酒を「自由」に飲んで退散せよと振る舞ったりもしている。そして、最終的には牛尾彦十郎に県會議員辭職、政治活動の停止などを盛り込んだ謝罪状を書かせて群衆に示すなど、同地に於ける改進黨勢力の壊滅をはかっていることからその計画性がうかがわれる。

以上のことから、西田原村騒動は山陽義会員による謀略性がきわめて濃い事件であったといえる。また、牛尾、三木、正木などの地主が小作料をあげて村民の不満を買っていたこともその背景にあるとの説についてはすでに述べたが、神戸新聞はこの説を「或る人の説を聞くに」と前置きした上で又新よりも詳しく紹介している。⁵⁰ それによれば、山陽義会員は村民の地主に対する不満を利用して今回の騒動を計画し実行したものであるとし、その証拠には、山陽義会員らが牛尾に対して謝罪状を書かせた際、村民の中から「小作料を減ずるのケ条なきに不満を唱へ其のケ条を加へんことを申したりしものあり」とし、すでに自分達の政治的要求を牛尾にのませてしまったあとの山陽義会員がこれに閉口した云々と、まさに、山陽義会員が村民の不満を利用して改進黨攻撃を加え、自由派勢力の伸張を目論んだものと山陽義会の謀略性を積極的に肯定する記事を掲げた。このことを証明する資料は見当たらないが、これまで見てきた状況から考えて十分に考えられることである。

六 判決

西田原村騒動の裁判の判決は明治三十三年一〇月一日、神戸軽罪裁

判所姫路支庁公庭に於いて、検事代永寛立云いのもと判事小野巽によって言渡されている。⁵¹

まず、該騒動に関しては、浦上ら一九名が殴打創傷、家宅侵入、脅迫、家屋毀壞の罪で公訴されている。当初、又新は姫路警察署が刑法一三六条の凶徒嘯聚罪を適用する方針であるようだとこの観測記事を掲げていたが、結果的には適用されていない。裁判言渡書によれば、

畢竟浦上格等が反対主義を特る牛尾彦十郎の政事上に関する運動を為さしめざる可く県會議員をも辭職せしむ可しとの意思に同氣相感じ、予め共謀せざるも犯所に於て期せず協心戮力して共に脅迫罪を犯したるものと認定す

とし、浦上ら山陽義会員が反対党である牛尾彦十郎の政治的活動を封じ込めるために県會議員を辭職させようとした意思があったことは認めているものの、計画的な共謀であったとはせず、騒動の場において期せず協力して脅迫したものであるとして脅迫罪を適用した。

その他、殴打創傷罪、家宅侵入罪、家屋毀壞罪などが個々に適用され、重禁固一ヶ月から三ヶ月、罰金二円五〇銭から七円の判決が言渡された。罪名は以下のとおりである。

大野惣吉殴打に關して

浦上格、木内英雄、奥平芳太郎、西川善三郎、佐野精一郎、松本源藏は刑法三〇一条第二項（殴打創傷）が適用され、三〇五条により一等減、浦上、木内は軽罪再犯につき刑法九一条により一等加。

岸田久太郎殴打に關して（大野殴打事件関連）

松本源蔵は刑法三〇一条第二項、西川善三郎、阿部久吉は刑法四二五条第九項（人を殴打して創傷疾病に至らない）が適用された。

柵屋侵入に関して

浦上格、木内英雄、奥平芳太郎、畑若次郎、西川善三郎、佐野精一郎、北村伊三郎、伊藤三五郎、阿部久吉は刑法一七二条（家宅侵入）が適用され、一七二条第二、三、四項（凶器携帯、暴行、二人以上）により一等加、浦上、木内は軽罪再犯につき刑法九二条により一等加。

牛尾彦十郎脅迫に関して

浦上格、木内英雄、奥平芳太郎、畑若次郎、西川善三郎、佐野精一郎、北村伊三郎、伊藤三五郎、阿部久吉、松本三之介、中村留太郎、奥平万平、赤松力蔵、志水鶴蔵、内藤由太郎は明治二二年法律第二八号第四条（議員辞職を目的とした脅迫・恐喝）および刑法三二六条一項、三二七条（脅迫）が適用された。浦上、木内、内藤は軽罪再犯につき刑法九二条により一等加。

柵屋の家屋毀壞に関して

赤松力蔵、上内文次郎は刑法四一七条第一項（家屋毀壞）が、志水鶴蔵が柵屋の板塀を毀壞した件については刑法四一八条（同）が適用された。

なお、この外に畑若次郎には宿泊の際の名の詐称の罪が科せられた。また、柵屋内で木内英雄が牛尾彦十郎の背中に刀傷を負わせた件に関しては、証拠不十分で無罪とされた。各被告の量刑は以下のとおりである。

浦上格	二四歳	重禁固三月附加罰金一〇円
木内英雄	二四歳	重禁固二月二〇日附加罰金七円
奥平芳太郎	二二歳	重禁固二月一〇日附加罰金六円
佐野精一郎	三〇歳	重禁固二月附加罰金四円
畑若次郎	二五歳	同
内藤由太郎	四一歳	同
西川善三郎	四六歳	重禁固一月二〇日附加罰金三円
阿部久吉	二四歳	同
伊藤三五郎	四四歳	同
奥平万平	四九歳	同
赤松力蔵	三四歳	同
志水鶴蔵	三七歳	同
北村伊三郎	二六歳	重禁固一月二五日附加罰金二円五〇銭
松本三之介	二一歳	同
中村留太郎	二〇歳	同
上内文次郎	三五歳	重禁固一月附加罰金三円
松本源蔵	二六歳	重禁固一月一〇日

おわりに

西田原村騒動は、第一回総選挙実施を間近にした兵庫県神東郡田原村で起きた事件であった。裁判では脅迫、殴打創傷罪などが適用され、一般刑法犯罪として処理されたが、その騒動の内容はきわめて政治性の濃い事件であった。

事件の中心的存在となった山陽義会（第二回総選挙時は山陽正義会と名乗っている）は、明治二五年の第二回総選挙においても、自由派

の候補者近藤黨を支持して改進黨の内藤利八派と激しい闘争を展開している。とりわけ、選挙が行なわれた明治二五年二月一五日直前の三日には飾西郡前之庄村で、さらに翌一四日から選挙当日の一五日にかけては第一回総選挙と同じ神東郡田原村を中心として内藤派と激しい闘争を繰り広げている。第二回総選挙では民党(自由改進黨)の申合せで前代議士を候補者とする事が事前に決められていたが、この第七区をはじめ県下各選挙区で自由改進黨両派の選挙競争が行なわれた。そのなかでも最も激しい闘争が起ったのは第七区であった。選挙の結果は第一回同様、改進黨の内藤利八が当選したが、初期総選挙に於ける第七区の両派の闘争には、このようにつねに山陽義会員が反対党である改進黨と衝突を繰り返していることが原因となっている。本稿では第一回総選挙に於ける「西田原村騒動」を論じたが、今後さらに第二回総選挙に於ける自由改進黨両派の抗争と山陽義会の動向を明らかにしていくことにより、兵庫県に於ける初期総選挙の実態を説明することができるものと考えている。

- (1) 兵庫県第七区の選挙人数は、明治三三年度「兵庫県統計書」によれば、二六一八人となっている。
- (2) 明治一五年、兵庫県立憲改進黨が結成され、鹿島秀磨らを中心に多くの県議員が参加した。
- (3) 板垣退助は明治三三年一月三日、「愛国公党趣意書」を発表した。
- (4) 『兵庫県百年史』(兵庫県史編集委員会、昭和四二年刊)の三二六頁から三二七頁にかけて、第一回総選挙に於ける選挙運動の実態が記述されており、そのなかで、「いわゆる辻川むしろ旗事件」にふれた部分で「第八区で当選した神崎郡の内藤利八は」とあるのは、第七区の誤りである。また『郷土百人の先覚者』(兵庫県教

育委員会、昭和四二年刊)の一九八頁から一九九頁にかけて、内藤利八の第一回総選挙の選挙戦のようすが描かれているなかで、内藤の対立候補が姫路の大同派の近藤黨となっているが、これは馬場幸次郎の誤りである。近藤黨とは明治二五年の第二回総選挙で激しい闘争を展開している。また、ここで取り上げられている「辻川むしろ旗事件」については、神戸又新日報、神戸新聞の両紙では確認できないが、内藤利八と近藤黨両派の闘争であるとするれば、第二回総選挙における事件であり、第一回総選挙としたのは誤りである。

- (5) 『神戸又新日報』(明治一七年創刊)および『神戸新聞』(明治二一年創刊)を資料とした。神戸又新日報は二三年一月までは大同派寄りの紙面となっており、その後持主が変わって中立を標榜している。一方の神戸新聞は改進黨系の政論誌「政友」が元になっており、改進黨寄りの紙面となっていた。
- (6) 『福崎町史』(第四巻、資料編Ⅱ)および『姫路市史』(第二二巻、史料編近現代1)
- (7) 神戸又新日報・明治三三年五月三〇日付「村民憤激して弁士を苦しむ」
- (8) 「山陽義会事件の判決」(『姫路市史』第二二巻、史料編近現代1)
- (9) 神戸新聞・明治三三年六月一日付「青田節氏の演説」によれば、青田自身は演説の前段に於いて、「演説会を大根に比べ演説会を妨害する者は油虫に例えたのみ」であるとしている。
- (10) 神戸又新日報・明治三三年五月三一日付け「村民憤激して弁士を苦しむの統報」
- (11) 前掲「山陽義会事件の判決」
- (12) 神戸又新日報・明治三三年五月三一日付前掲記事

(13) 神戸又新日報・明治三年五月三一日付前掲記事

(14) 神戸又新日報・明治三年六月三日付「神東郡西田原村騒動の件」

(15) 神戸又新日報・明治三年六月五日付「西田原村事件の彙報」

(16) 第一回総選挙に第七区から自由派候補として出馬し次点となっている。神戸新聞三年六月二七日付には姫路二階町で木綿商を営んでいたとする記事が見られる。馬場は、姫路大同派の中心人物の一人であり、兵庫県同志会の幹事にもなっている。

(17) 神戸又新日報・明治三年六月一日付「山陽義会の沿革」

(18) 神戸又新日報・明治三年九月七日付「姫路青年会」

(19) 明治二年七月五日第一号が発刊されている。発行人は横井金蔵、編輯人は魚谷欽次、印刷人は橋本瀧二となっている。姫路新報社をめぐっては、改進黨、大同両派が株券購入をめぐって熾烈な競争を繰りひろげ、結局大同派が勝利し、二年五月には馬場幸次郎が社長に就任し大同派による経営陣が整った。

(20) 神戸又新日報・明治二年六月一三日付「姫路政談演説会の景況」

(21) 山陽義会員の職業は、姫路の商人、市役所吏員、僧侶、理髪業等の職人などさまざまである。その主な人物について神戸新聞に記載されたものを挙げると、山崎悦次郎、後閑栄一郎は姫路市役所吏員（神戸新聞・二三年四月九日付）、内海静太郎は菓商、神戸松之助は米商、妻有巳之助は書物商、奥平芳太郎、片岡三千次は僧侶、大浦清蔵は代書人（神戸新聞・二三年三月一四日付）などである。

(22) 神戸又新日報・明治三年六月一日付前掲記事

(23) 指原安三『明治政史』第十冊、富山房書店、明治二六年三月、

二二〇三～二二〇四頁

(24) 神戸又新日報・明治三年六月一日付前掲記事

(25) 明治三年一月一五日創刊。発行団体は播磨出身の青年で組織した播磨助長会で、発行地は東京（『姫路市史』第二二巻、史料編近現代1、一六一～一六五頁）

(26) 神戸又新日報・明治三年五月二七日付「加西郡における自由派の運動」

(27) 神戸又新日報・明治三年六月一日付「兵庫県愛国倶楽部起る」

(28) 神戸又新日報・明治三年六月二〇日付「愛国倶楽部」

(29) 神戸新聞の明治三年五月三一日付の地方通信欄内に「神西郡の政談大演説会」と題した記事がある。これによれば、五月二七日、神西郡溝口村で政談演説会が開催され、青田節、清瀬圭三、小川安積が演説をしている。この演説会の最中に壮士数名が刀を抜いて乱入し演説を妨害しようとしたとある。さらに同記事には、同日神東郡船津村では山陽義会員が談話会を開き、溝口村の演説会に妨害を試みたとある。

(30) 神戸新聞・明治三年六月一日付「暴動の原因と総勢」

(31) 「山陽義会事件の判決」前掲書

A Research into the First General Election:
Around the Riot in Nishi-Tahara Mura, Hyogo Pref.

Noriyuki FUJII, Hyakuo FUJIMOTO

The purpose of this paper is to make clear the detailed facts of the "Nishi-Tahara Mura Riot," which occurred in Nishi-Tahara mura, Jinto gun (presently, Fukuzaki cho, Kanzaki gun) on May 28, 1890. Almost no academic researches have been made into the riot. Neither can we find any documents related to the riot even in the province. So this paper had to have recourse to the stories in the local papers in those days and the decision made in the trial upon the riot. We describe the causes, start, process, and results of the trial of the riot, and go on to bring to light the actual facts about the political struggles developed between the Liberals and the Progressives toward the first general election, which may be considered to have been in the background of the riot in question. This is intended to reveal the political nature of the riot.